

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一六一番一 番一二地先から 同市大字高倉字新右エ門前一五八番地 一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年六月十七日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号の供用開始である。 延長二二〇・〇〇メートル。</p>